改正

令和3年12月20日

いわき市中央卸売市場仲卸補助者承認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仲卸業者が業務の運営に必要な仲卸補助者の承認について、いわき市中央卸売 市場業務条例施行規則(昭和52年いわき市規則第30号)第22条に定めるもののほか、必要な事項を 定めるものとする。

(資格要件)

- 第2条 仲卸補助者の承認を受けることができる者は次の各号に該当する者でなければならない。
 - (1) 仲卸業者の役員又は使用人
 - (2) 中央卸売市場(以下「市場」という。)の卸売に参加するのに必要な知識及び経験等評価能力を有する者
 - (3) 申請時において18歳以上の者で、成年被後見人又は被保佐人でないもの
 - (4) 取扱品目の部類に属する取引業務に2年以上の経験を有する者

(人数)

第3条 仲卸補助者の数は、市長が仲卸業者の取扱状況等を勘案して決定するものとする。

(禁止行為)

- 第4条 仲卸補助者に次の各号に掲げる行為があつたときは、その承認を取り消すものとする。
 - (1) 自己の経営に係る生鮮食料品等の店舗を所有すること。
 - (2) 自己の仲卸補助章を第三者に譲渡し、又は貸与すること。
 - (3) 自己の所属する仲卸業者又は当該仲卸業者に所属する他の仲卸補助者と市場における一つの卸売に同時に参加すること。

(仲卸補助章の返還)

第5条 仲卸業者は、仲卸補助者がその資格を失つたときは、直ちにその者の仲卸補助章を添えて、 市長に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和52年8月27日から実施する。

附 則(昭和55年7月1日)

この要綱は、昭和55年7月1日から実施する。

附 則(平成元年4月1日)

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

附 則(平成17年5月1日)

この要綱は、平成17年5月1日から実施する。

附 則 (令和3年12月20日)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。